

◎空家活用へ建て替え規制緩和＝管理不全物件は税優遇解除—今国会に特措法改正案・政府

23/01/23 16:04 NH017

政府が今国会に提出する空家対策特別措置法改正案の概要が23日、分かった。空家の活用を促すため、決められた区域内を対象に建て替え規制を緩和する特例措置を創設。管理不全の物件に対する固定資産税の優遇解除も盛り込む。改正案は3月上旬にも閣議決定する予定だ。

建て替え規制緩和に関しては、中心市街地や地域の再生拠点といったエリアを対象に、市区町村が「活用促進区域」を設定できるようにする。この中で、空家の利用や建て替えなどを促進。例えば、良好な住環境を確保するため用途が厳しく制限されている「第1種低層住居専用地域」で、空家をカフェなどの店舗に使うことを可能とする。

改正案では、そのまま放置すれば、周辺に悪影響を及ぼす「特定空家」になる恐れがある物件について、市区町村が「管理不全空家」に指定する制度を設ける。適正な管理を行うよう勧告を受けた場合、住宅用地の固定資産税を最大6分の1に軽減する特例措置の対象から外れる。また、台風などで屋根が飛んだり倒壊したりする危険性がある空家を緊急的に市区町村が除却できる代執行制度も創設する。

このほか、物件の活用を促すため、空家対策に取り組むNPO法人などが市区町村の指定を受けた上で、所有者の相談対応などに当たる制度を設ける。また、所有者に代わって財産を管理・処分する「財産管理人」の選任を裁判所に請求できる主体について、利害関係人や検察官だけでなく、市区町村長も対象に加える。スムーズな空家の活用につなげる狙いだ。

◇空家対策特措法改正案の骨子

- 一、「活用促進区域」で建て替え規制緩和
- 一、「管理不全空家」の税優遇解除
- 一、市区町村による緊急時の代執行
- 一、空家対策に取り組む法人を指定
- 一、市区町村長が「財産管理人」選任請求（了）

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.